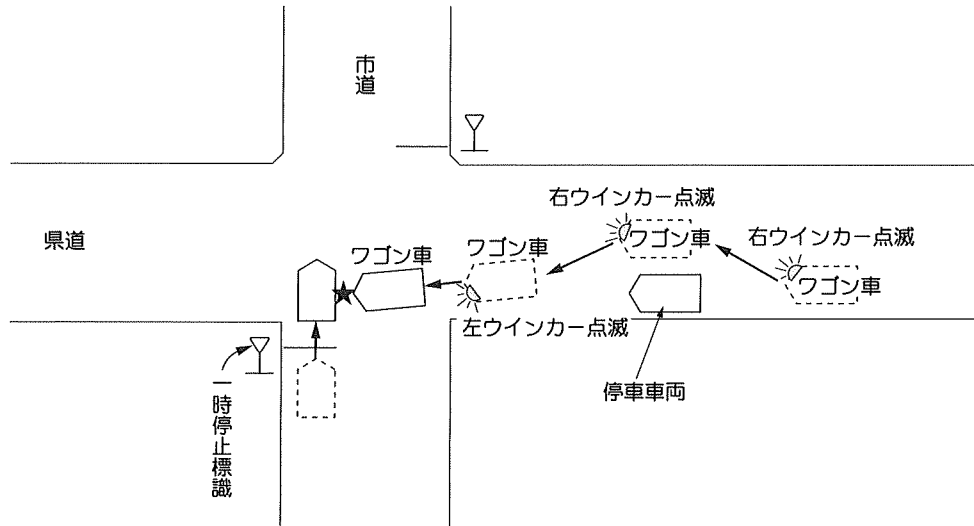


事例 23 信号のない交差点でワゴン車と乗用車が衝突

発生日時	11月13日午前7時	天候	
道路状況	現場は、片側1車線、中央分離帯のない直線道路（県道）の、見通しの良い、信号機のない交差点であり、ワゴン車側が優先であった。		
事故災害の内容・程度	衝突により、ワゴン車の3名と乗用車の運転者が休業7日の負傷を負った。		

見取図



発生状況

ワゴン車がE市内の県道を走行中、市道との交差点の手前で道路左側に停車していた車両をよけるため、右ウインカーを点滅させて車線変更を行い、走行車線に戻るため、再度左ウインカーを点滅させながら走行していた。

これを、左側市道から走行してきた乗用車の運転手が見て、ワゴン車が交差点を左折するものと思い込み、急発進し、交差点に進入してきた。

ワゴン車は、急ブレーキをかけたが間に合わず、乗用車の右側面に衝突し、双方の4名が負傷したものの。

災害原因となった問題点（危険要因）

- 1 交差点の近くに車両が停車していたこと。（これにより、ワゴン車は車線を変更しながら交差点に入らざるを得なかった。）
- 2 乗用車の運転者が、ワゴン車が交差点を左折するものと思い込み、よく注意せず急発進したこと。
- 3 ワゴン車の運転者は、乗用車が発進しないものと思い込み、減速することなく交差点に入ったこと。

災害防止対策

- 1 交差点付近においては、赤信号や危険防止のために一時停止する場合を除き、他の車両の流れを乱し、このような事故誘発の原因となる駐停車はしないこと。
- 2 交差点に進入する場合や交差点内を進行する場合は、他の車両との接触による事故防止のため、交差点内における他の車両等の進行状況などに対する安全を確認する等、車両の安全な運転に努めること。

信号機のない交差点に進行する際には、例え優先道路を走行しているときでも、他の車両等に注意を払い、危険を予知、回避することが必要であること。